

朝霞市議会
請願第 5 号
平成30年 8月 22日

請願書

東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないよう

意見書提出を求める請願

紹介議員

田辺 淳

山口 公悦

東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないよう意見書提出を求める請願

請願の趣旨

法律で定められた原子力発電の運転期間 40 年制限を守り、東海第二原子力発電所の運転期間期間延長を行わないよう意見書を提出してください。

請願の理由

日本原子力発電株式会社は 2017 年 11 月 24 日、今年 11 月に運転開始から 40 年となる東海第二原子力発電所(茨城県東海村)の運転期間を 20 年延長する申請を原子力規制委員会に行いました。同発電所は 1978 年 11 月に営業運転を開始し、東京電力と東北電力に売電してきましたが、2011 年 3 月に発生した東日本大震災により外部電源が喪失、非常用発電機も 3 台のうち 1 台が故障、辛うじて炉心溶融を免れた被災原発です。

同発電所の半径 30 ㎞圏内には国内の原子力発電所としては最多の 96 万人が住んでいますが、事故が遭った場合の避難計画の整備は不十分であり、周辺自治体からも不安の声が上がっています。しかも同発電所は事故を起こした福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型原子炉であり、同型炉の運転延長期間申請は初めてです。

福島第一原子力発電所の事故では、その放射能が広範な地域を汚染し、埼玉県内においてもホットスポットと言われる高汚染地域をもたらしました。同発電所は東京都や埼玉県などの首都圏に最も近く、避難計画では埼玉県にも 4 万人が避難するとされています。そもそも 100 万人近い人々が短時間にのうちに非難することなど極めて困難であると思われまます。

よって運転開始から 40 年を超える東海第二原子力発電所は原子炉等規制法に定める運転期間 40 年制限を厳格に守り、周辺住民理解のない運転期間期間延長は認めず、速やかに廃炉とするよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国への意見書を提出されるよう求めます。

上記のとおり請願します。

朝霞市議会議長 野本一幸様

2018 年 8 月 22 日

朝霞市膝折町 1-1-53

大野 良夫 